

第1回草津市総合計画策定市民会議 次第

日 時：平成20年8月24日（日）

午後2時から午後4時

場 所：市役所8階大会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 委員および職員自己紹介
- 3 第5次草津市総合計画策定方針について
- 4 草津市総合計画策定市民会議の進め方等について
- 5 代表、副代表の選出
- 6 部会の編成について
- 7 草津市の現況について
- 8 その他

次回会議日程について

日 時：平成20年9月 日（ ） 時 分 ～

場 所：

【資料】

- 資料1： 草津市総合計画策定市民会議委員名簿
- 資料2： 草津市総合計画策定プロジェクトチーム（市職員）名簿
- 資料3： 草津市総合計画策定市民会議設置要綱
- 資料4： 草津市総合計画策定方針について
- 資料5： 草津市総合計画策定市民会議の進め方等について
- 資料6： 部会の編成について
- 資料7： データブック2008
- 参考資料： 第4次草津市総合計画「くさつ2010ビジョン」
草津市総合計画策定市民会議公開要領

草津市総合計画策定市会議 委員名簿

氏 名	役職等
池田 奈美	市民代表
井上 美治	市民代表
宇野 彰一	高岡屋代表取締役
大久保 啓子	市民代表
大田 信光	南草津団地 ボランティア草の根会
岡本 幸助	特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション 理事長
小河 英明	立命館大学BKCキャンパス事務課
恩地 美和	オリーブ代表
河村 完	市民代表
澤 孝子	WITH 代表
白井 けい子	子育て支援グループ はな・はな
銭本 紀洋	株式会社ライフルーツ 代表取締役CEO
高岡 寛	琵琶湖ネット草津 代表（副会長）
谷 恵子	地域サロン実践者 （草津市認知症キャラバン・メイト）
田村 忠義	株式会社 M i - O スポーツ代表取締役社長
中島 紀昭	担い手農家代表
西川 由佳莉	ボランティアサークル「B r i d g e」 立命館大学学生
畑 源	ノース・ウィンド・ジェネレイト・クラブ
廣畑 諭	松下電器産業（株）ホームアプライアンスグループ
南 義彦	ホテルポストンプラザ草津 管理部長

※敬称略、50音順

第5次草津市総合計画策定プロジェクトチーム名簿

所属		氏名
総務部	危機管理室	古川 郁子
総務部	総務課	千代 治之
総務部	税務課	三浦 絵美
政策推進部	予算調整課	安藤 智至
政策推進部	まちづくり課	村木 孝信
人権環境部	人権政策課	山本 陽一
人権環境部	環境課	山際 喜一郎
人権環境部	クリーン事業課	木村 博
健康福祉部	社会福祉推進課	西 典子
健康福祉部	保育課	河合 裕明
健康福祉部	保険年金課	吉田 万里
産業建設部	公園緑地課	西村 新朗
産業建設部	道路課	福井 教之
産業建設部	建築住宅課	北相模 政和
産業建設部	建築住宅課	山岡 正明
水道サービスセンター	口クハ浄水場	平尾 聡
教育委員会	生涯学習スポーツ課	中立 輝
教育委員会	文化財保護課	岩間 一水
教育委員会	学務課	岡村 美穂
議会事務局	議事庶務課	錦織 明子

事務局名簿

政策推進部		鎌田 顕道
		林田 久充
		勇 竹廣
	政策調整課	原田 正宏
		澤田 圭弘
		一浦 辰己
		森下 康二
		田村 陽子

草津市総合計画策定市民会議設置要綱

（設置）

第 1 条 第 5 次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民の参加を求めるため、草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 市民会議は、第 5 次草津市総合計画の策定に必要な事項について提言を行う。

（構成等）

第 3 条 市民会議は、委員 20 名以内で構成する。

2 委員は、知識経験を有する者、公募による市民等のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（代表および副代表）

第 5 条 市民会議に代表および副代表を置く。

2 代表は、委員の互選によって定める。

3 代表は、市民会議を総括する。

4 副代表は、代表が指名する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 代表は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。

2 代表は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

（部会）

第 7 条 市民会議の所掌事務をさせるため、第 1 部会、第 2 部会、第 3 部会および第 4 部会を設置する。

2 各部会の分掌事務は、別表に定める。

3 各部会に属する委員は、代表が指名する。

4 各部会に部会長および副部会長を置く。

5 各部会長は、各部会に属する委員のうちから代表が指名する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過および結果を代表に報告する。

7 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

9 各副部会長は、各部会長が指名する。

10 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、政策推進部政策調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

別表（第7条関係）

部会	分掌事務
第1部会	(1) 人権教育または啓発の推進に関すること。 (2) 男女共同参画社会の実現に関すること。 (3) 環境の保全と向上に関すること。 (4) 市民生活の安全に関すること。 (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第2部会	(1) 健康づくりに関すること。 (2) 福祉に関すること。 (3) 教育に関すること。 (4) 文化または芸術活動の振興に関すること。 (5) 市民スポーツの振興に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第3部会	(1) 基盤の整備に関すること。 (2) 産業の振興に関すること。 (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第4部会	(1) コミュニティ振興に関すること。 (2) 協働のまちづくりに関すること。 (3) 市民交流に関すること。 (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

第 5 次草津市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

現在、第 4 次総合計画の目標年次である平成 22 年への終盤を迎えつつあります。

この間、本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要となり、今まで以上に自治体経営基盤の確立を図っていくための重点的、効果的な行政システムを構築することが求められています。また、行政需要が多岐にわたっている中で多様な市民ニーズに対応するためには、行政だけでなく、市民、地域等の様々な主体が有する活力を結集して、それぞれの役割を果し活動していく地域経営も重要となっています。

地域づくりの方向性においても、国主導型から分権型のまちづくりや行政主導型から住民主体型のまちづくりへの転換が求められています。

本市においても、こうした社会環境の変化を分析しながら、新たなデータに基づいた今後の長期計画が必要となってきました。

そのため、市域の抱える課題を解決する方策を導き、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最も基本となる第 5 次総合計画を平成 20 年度及び 21 年度の 2 年間をかけて策定します。

今回の総合計画では、将来像を描く基本構想と構想を実現するための基本計画を策定することになりますが、基本構想については平成 32 年度（2020 年度）の将来像を目指し、基本計画については、市長のマニフェストとの整合を図る計画とします。

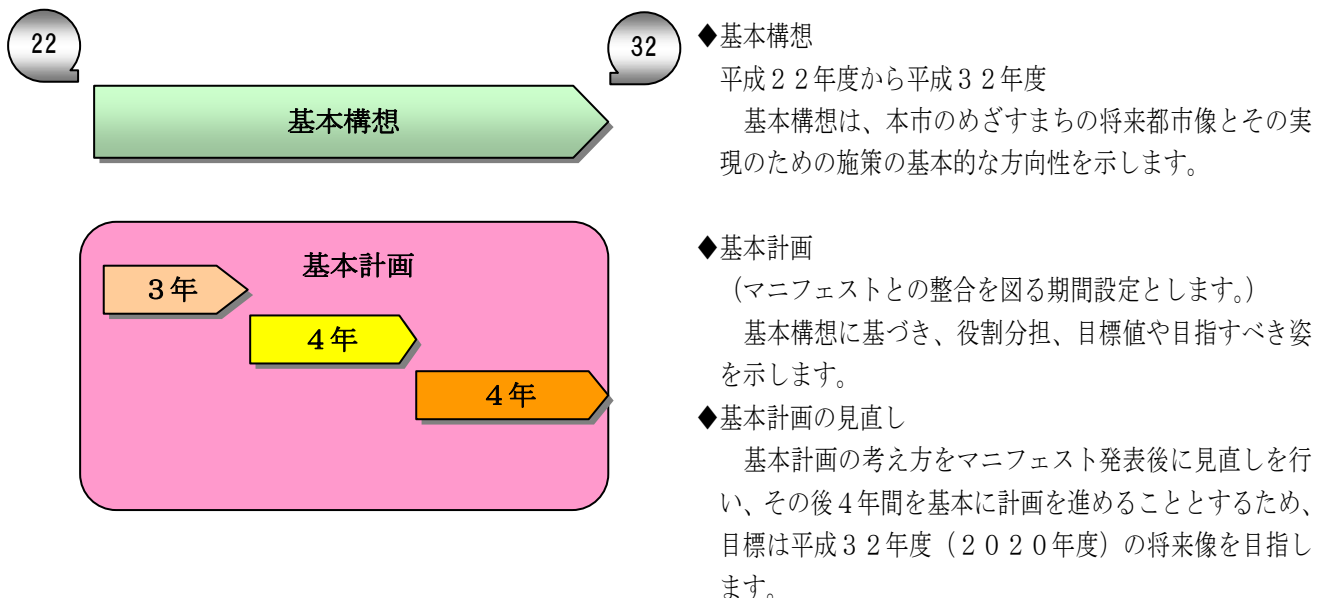
策定に当たっては、市民ニーズの掘り起こしに市民参画の視点を取り入れるとともに策定段階における内容を常時公表します。

2 計画の概要

(1) 計画の目標年次

総合計画の目標年次は、平成 32 年度（2020 年度）とします。

(2) 総合計画の策定構成と計画期間



3 策定の視点

総合計画策定にあたり、策定の過程、策定後の評価や進捗にも市民と行政が協働でお互いが情報を共有し合って、柔軟な発想で市民が誇れるまちをつくりあげるために下記の視点をもって策定します。

(1) 市民との協働による計画づくり

市民の課題や市の抱える課題を解決し、誰もがもっと暮らしやすいまちづくりをするための計画策定を目指すため、市民との情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、市民と行政が一体となって計画づくりを行います。

なお、策定段階からの議論や計画策定作業内容についても随時ホームページなどで公表します。

(2) 市民にわかりやすい計画づくり

総合計画の将来像とともに、将来目標を市民と共有しておくことが必要です。そこで、目標、達成度を市民にわかりやすい形で提示していきます。

(3) 財政状況に即した計画づくり

財政計画を長期的視点で推計し、実効性のある総合計画の施策の展開を行います。また、有効性の高い事業選択を行います。

(4) 行政運営に行政経営の視点を取り入れた計画づくり

これまでの行政運営であった、法令による統制・管理方式（手続きの正当性）で決められ実施していたものから市民の視点に立った成果志向で、行政サービスの成果を評価して、業務改善を行う計画とします。

(5) その他の計画等との関連

市が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を与える上位計画として位置づけます。また、現在、制定に向けて取り組んでいる（仮称）草津市自治基本条例の中にも総合計画を位置づけていきます。

4 策定スケジュール（予定）

■平成20年度

平成20年6月	策定基本方針の決定
平成20年7月	総合計画審議会の設置及び運営（諮問）
平成20年7月～	市民ニーズの掘り起こし （市民意識調査の実施、各種団体ニーズ調査、町内会長意識調査、座・で いすかす（プランークスツェレ）の実施、シンポジウムの開催など）
平成21年2月	パブリックコメントの実施
平成21年3月	総合計画審議会の運営（基本構想の答申）

■平成21年度

平成21年4月	総合計画審議会の運営（基本計画の策定、国土利用計画の策定）
平成21年9月	基本構想の議会議決
平成21年9月	基本計画決定・公表・周知 パブリックコメント実施
平成22年3月	国土利用計画の議会議決

5. 市民参画と策定体制

第5次総合計画策定作業の円滑な推進を図るため、組織体制は次のとおりとします。

(1) 市民の参画

次に掲げるものを含め、「対話」と「協働」による総合計画づくりを進めるため、様々な手法により、多くの意見聴取に努め、計画策定の各段階において市民の参画に取り組みます。

①総合計画策定市民会議の開催（協働ワークショップ方式）

公募の市民など24人で構成する「草津市総合計画策定市民会議」を設置し、施策毎の課題をもとに、将来の目標値、役割分担を検討します。

全体会のほか、分野別に検討するための4つの部会を置きます。

②市民意識調査

市民の身近な課題等を把握するため市民意識調査を行います。（無作為抽出3,000人）

③町内会長意識調査

町内会での地域の課題等を把握するために市内204町内会の町会長に対するアンケート調査を実施します。

④各種団体意識調査

NPO等における課題等を把握するために市内の各種団体に対するアンケート調査を実施します。

⑤座・でいすかす（プランークスツェレ）の実施

これまで、市政に声を届ける機会の少なかった市民の皆さんからも幅広いご意見を頂き、総合計画に反映するために、無作為抽出で選ばれた市民の方々を対象に地域や市が抱える課題を解決する方策について討論をしてもらい市に提言をいただきます。

これはドイツで開発された「プランークスツェレ」を参考にしたもので、新しい市民参画手法です。

⑥パブリックコメントの実施

まちづくりの構想、まちづくりの計画の素案を市のホームページ等で公開し、市民からの意見の募集を行い、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、総合計画の策定に活かします。

(2) 庁内推進体制

①総合計画策定委員会

総合計画にかかる重要な事項の協議は、総合計画策定委員会（理事者、各部長で構成）で行います。

②総合計画策定委員会幹事会

各施策の横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の調整等を総合計画策定委員会幹事会（担当理事級等で構成）で行います。

③総合計画策定プロジェクトチーム

総合計画をはじめ、施策ごとの検討、協議等は、職員で構成する総合計画策定プロジェクトチームで行います。

プロジェクトチームの職員は、対応する分野の総合計画策定市民会議にも参画して、市民委員と協働で計画づくりを進めます。

(3) 審議等体制

①草津市総合計画審議会

市民（一般公募）、公共的団体の代表や有識者など25名で構成する「草津市総合計画審議会」において、専門的、総合的な見地から市長の諮問に答申をいただきます。

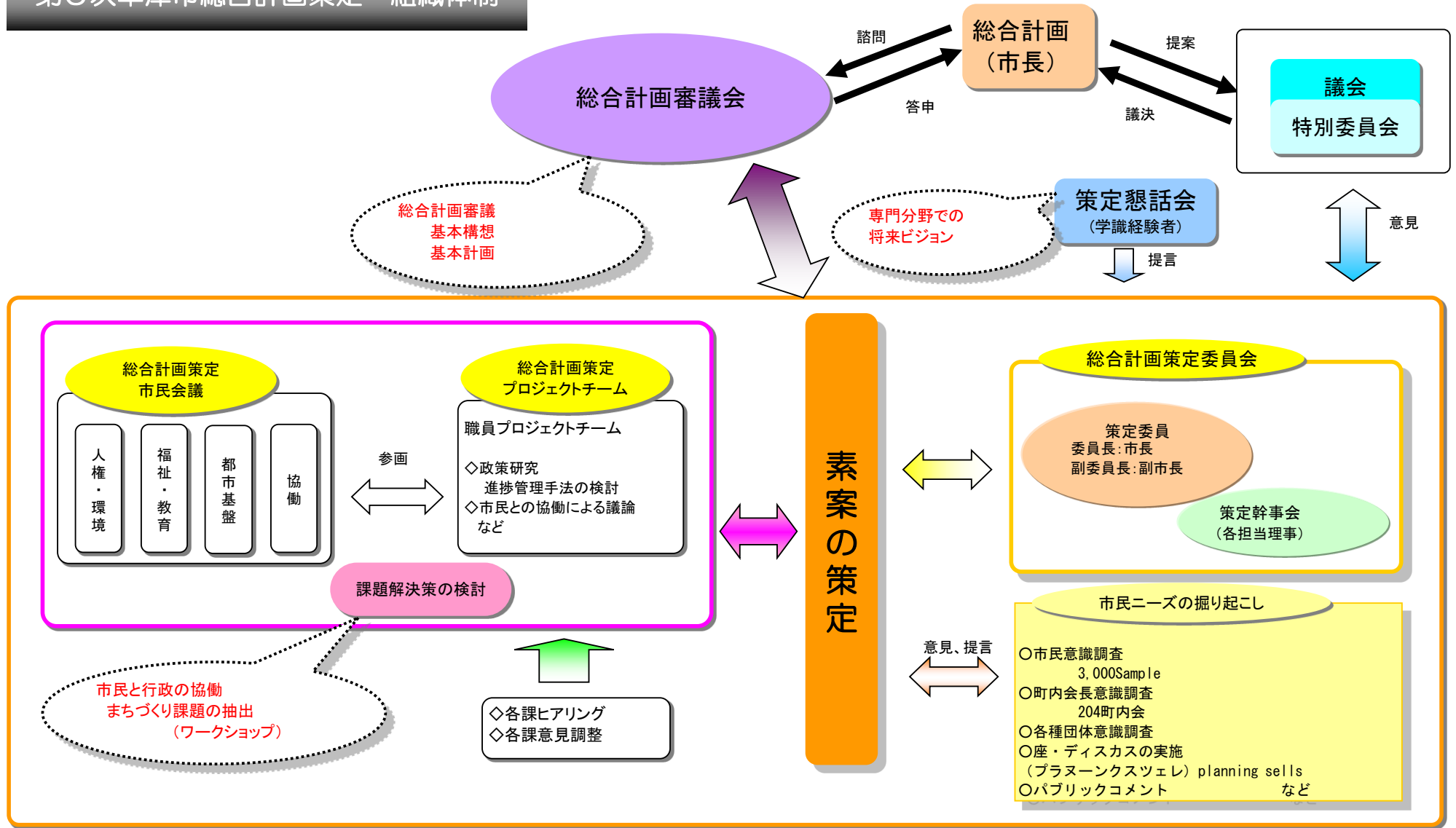
②草津市総合計画策定懇話会

各分野における学識経験者8名により、中長期的展望に立った草津市の主要課題の解決策や検討すべきプロジェクトの具体的な提案をいただき、総合計画に反映します。

③総合計画特別委員会

市議会議員による総合計画特別委員会に第5次草津市総合計画基本構想及び基本計画の策定に対する意見を求めます。

第5次草津市総合計画策定 組織体制



市民会議の進め方等について

1. 趣旨

この市民会議は、現行の第 4 次草津市総合計画「くさつ 2010 ビジョン」の期間終了を控えたいま、次期総合計画策定に向けて、今後のまちづくりに係る意見交換や検討を行っていただくために設置するものです。

会議に際しては、市民と行政の協働を基本とすることとします。この間の草津市のあゆみ、現在の状況、これからの時代予測等を材料として課題を明らかにし、草津市の次の 10 年間で展望した将来の都市像をともに描き、あるいは諸施策のあり方をともに考えていきます。

2. 進め方

分野別の 4 部会による取り組みを基本とし、要所で全体協議とします。各部会では、グループワークの手法を採用して、なるべく気兼ねのない、充実した意見交換が可能となるよう図ります。グループワークには市の職員（プロジェクトチーム）が、皆さんと一緒に意見交換を行います。また、各テーブルには、意見の出しやすい環境づくりを行うファシリテータがつきます。

■市民会議の取り組みイメージ（平成 20 年 3 月まで）

第 1 回	趣旨説明、草津市の概況把握、部会の編成	全体会
第 2 回	草津市の課題の検討、現地視察の検討 [行き先、日程等]	部会
第 3 回	現地視察、草津市の課題について [抽出]	
第 4 回	草津市の課題について [整理]	
第 5 回	将来像について（4 グループの意見を再編して検討）（→将来像等へ）	全体会
第 6 回	課題を踏まえた取り組みの検討 1	部会
第 7 回	課題を踏まえた取り組みの検討 2（→施策の大綱等へ）	
第 8 回	検討結果の取りまとめと構想への反映について（→基本構想素案へ）	全体会

3. グループワーク手法について

グループワークには、「KJ法」といわれるグループ議論の手法を単純化した手法を採用します。

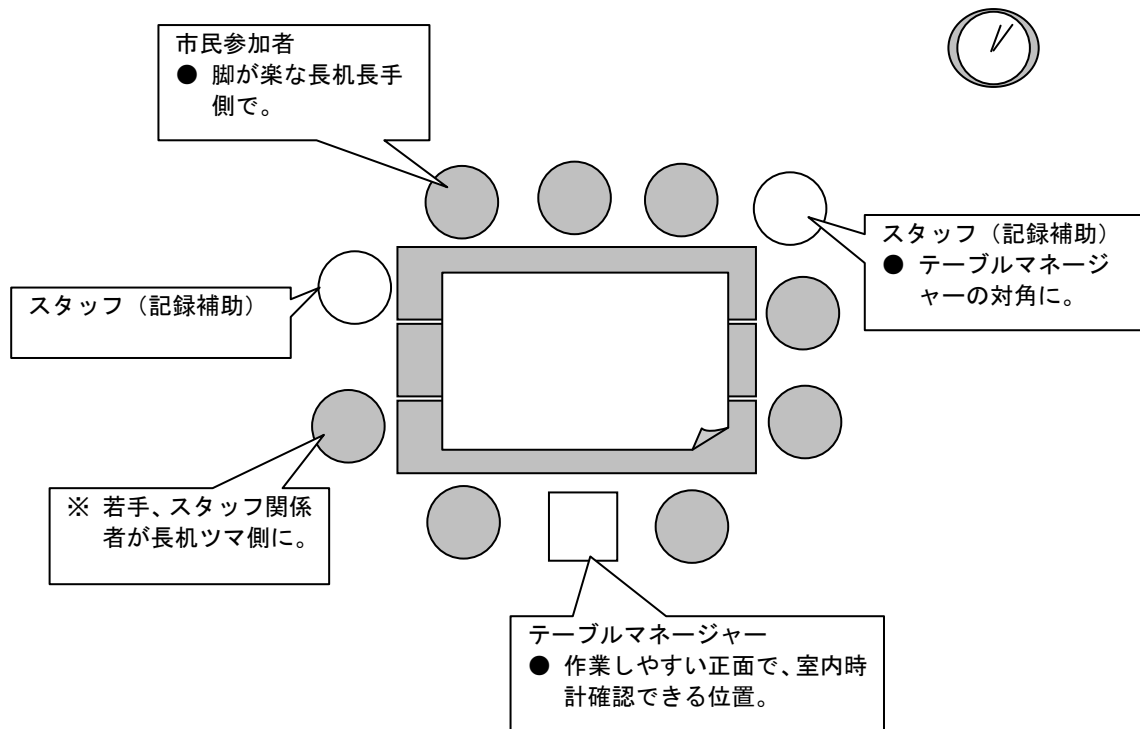
(用意するもの)

- ・ 付せん、サインペン、マーカー、模造紙、その他

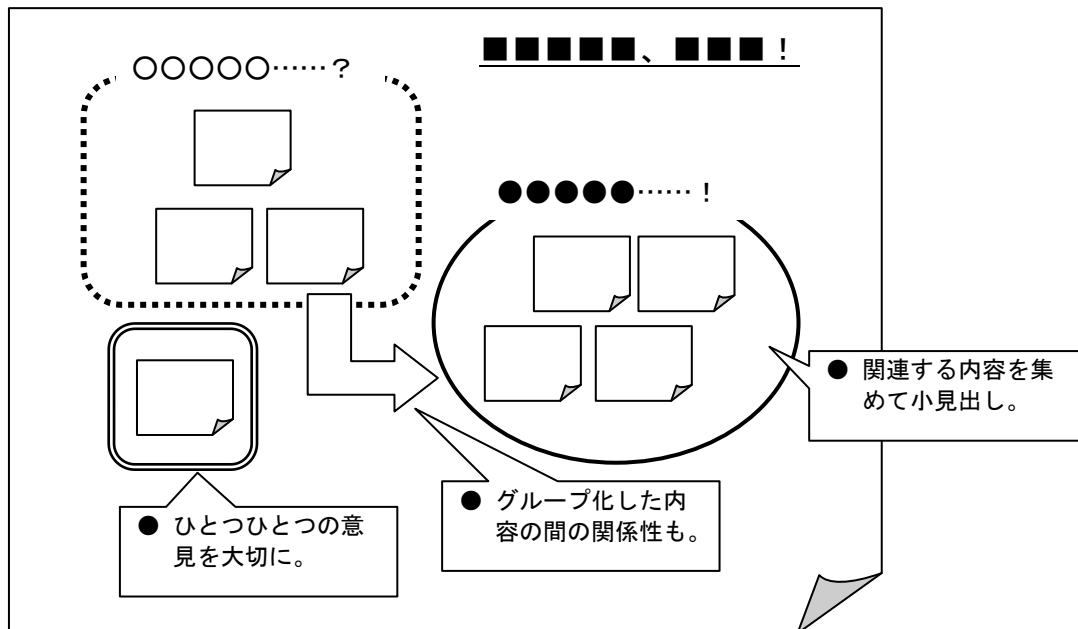
(基本的な手順)

手順	内容と留意点
・ グループに分かれてテーブルを囲みます。	<ul style="list-style-type: none">・ グループ間の距離は、他のグループの様子が見えることと、その声が邪魔にならないことを両立できる程度に（部屋の広さ、天井の高さ・音の響きにも配慮）・ グループ内のメンバーの「頭の距離」が重要。メンバー数は8人程度が望ましく（±2人の変動に対応できるため）、長机3台程度を並べて「テーブル」とします。・ テーブルにおける各メンバーの位置は、次頁例を参照。
・ 取り組み説明	<ul style="list-style-type: none">・ 全体の進行役が、本日のプログラムについて説明します。
・ チューニング	<ul style="list-style-type: none">・ 特に初回など、自己紹介等を通じた参加者相互の波長合わせを行うことは重要です。
・ 意見交換	<ul style="list-style-type: none">・ 十分な回数を重ねない限り、あくまで「意見交換」であり、「議論」に至ることはあまりありません。・ そのため、他者の意見を否定しない、すべての意見を尊重することについて、各メンバーが共通認識を持っておくことが大切です。・ 各メンバーが、付せん1枚につき、ひとつの内容を記入し、互いにその内容を発表し合うかたちで進めます。・ 模造紙の上にまとめられたものが成果物のすべてです。「おしゃべり」で終わらないようなるべく書き留めてください。
・ 取りまとめ	<ul style="list-style-type: none">・ 出された意見をグループ化し、テーブルの意見交換の内容を整理します（次頁例を参照）
・ 発表	<ul style="list-style-type: none">・ 各テーブルの発表者が、意見交換の成果を全体に説明します。
・ その他	<ul style="list-style-type: none">・ 何よりも、楽しく。・ 「うまくやる」ことが目的ではありません。すべての参加者が自分の言葉で他者に考えを伝え、それを共有しながら進むことが大切です。

【テーブルにおける、参加者の配置例】



【取りまとめイメージ】



草津市総合計画策定市民会議部会別名簿

部会名	策定市民会議委員		市プロジェクトチーム	
	氏 名		所 属	氏 名
1. 安心・安全、人権、環境			危機管理室	古川 郁子
			人権政策課	山本 陽一
			環境課	山際 喜一郎
			クリーン事業課	木村 博
			ロクハ浄水場	平尾 聡
2. 健康・福祉、教育文化スポーツ			社会福祉推進課	西 典子
			保育課	河合 裕明
			生涯学習スポーツ課	中立 輝
			文化財保護課	岩間 一水
			学務課	岡村 美穂
3. 都市基盤			保険年金課	吉田 万里
			公園緑地課	西村 新朗
			道路課	福井 教之
			建築住宅課	北相模 政和
			建築住宅課	山岡 正明
4. 協働			総務課	千代 治之
			税務課	三浦 絵美
			予算調整課	安藤 智至
			まちづくり課	村木 孝信
			議会事務局	錦織 明子

※敬称略